

記者提供資料  
令和2年6月25日(木)  
危機管理課(担当:西垣)  
電話559-5057(直通) 内線2320

## 新型コロナウイルス感染症への対応について(第63報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 三田市芸術文化公演再開緊急支援事業の実施について  
(地域創生部市民協働室文化スポーツ課)

**別紙1**のとおり

## 三田市芸術文化公演再開緊急支援事業の実施について

兵庫県の新型コロナウイルス感染症対策対処方針を踏まえて、市総合文化センター(郷の音ホール)の大・小ホールの定員を50%以内に制限していることを鑑みて、芸術文化公演等を再開される個人、団体に対して大・小ホール使用料の50%相当額を県と連携して支援し、芸術文化活動の早期の復興と飛躍を図ります。

### 1 事業費 (芸術文化公演再開緊急支援事業費)

6,000千円 (施設使用料×1/2)

### 2 支援の対象

次のいずれの要件も満たす三田市総合文化センター(郷の音ホール)の大ホール・小ホールを利用し公演を実施する個人または団体とします。

- (1) 舞台芸術(音楽・舞踊・演劇・古典芸能、演芸その他の芸術及び芸能)の公演及びそれに伴う練習であること。
- (2) 令和2年12月31日までに実施すること。
- (3) 市や郷の音ホールの主催・共催事業は除く。
- (4) 公演実施にあたっては「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守し、実施すること。

### 3 支援する額

- (1) 1日1事業にかかる基本使用料の2分の1の額(本事業以外の助成額を除く)
- (2) 1日につき上限50万円とします。

### 4 支援の対象期間

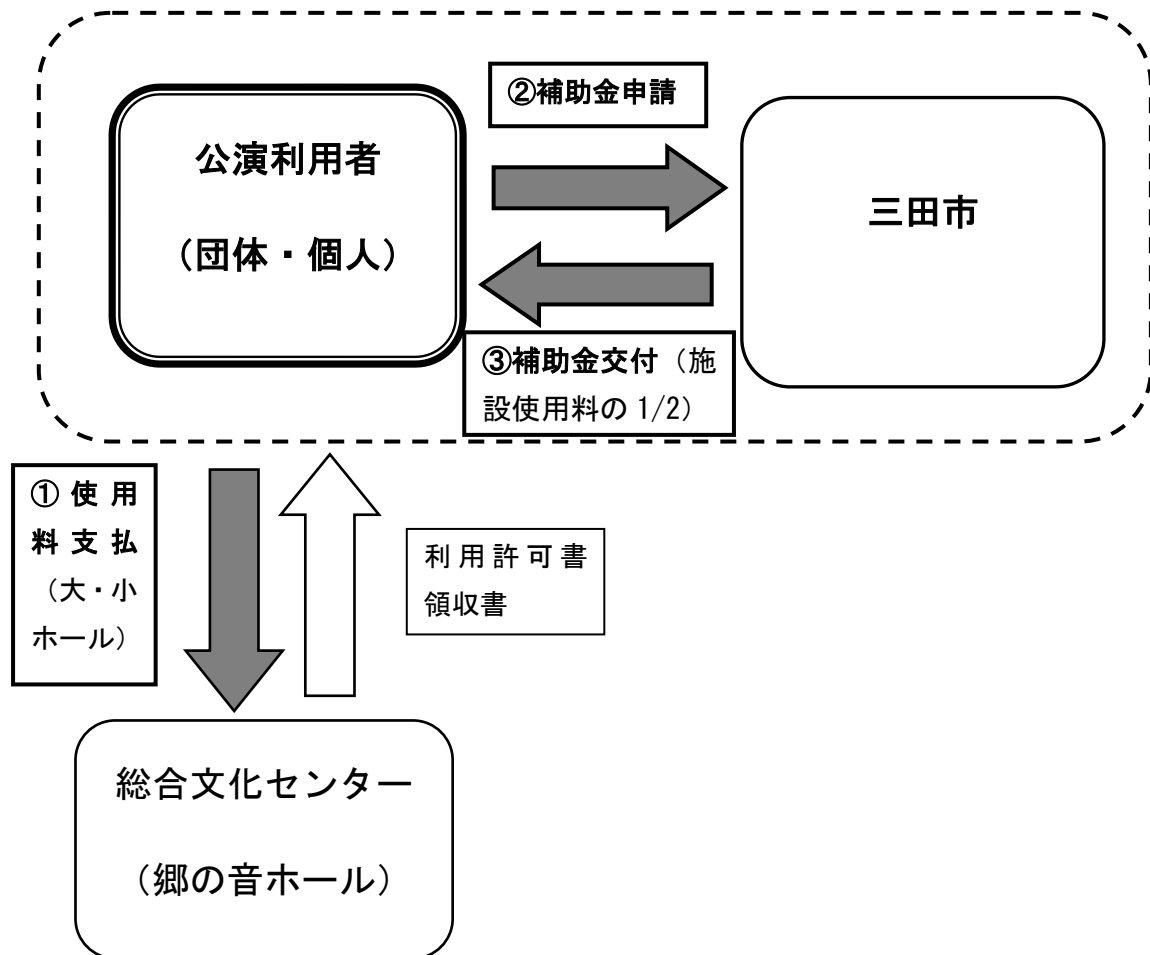
令和2年6月19日から12月31日までの間とします。

(申請期間:令和2年7月1日～令和3年1月6日 当日消印有効)

※ 県の制度では、支援対象期間が7月1日以降となっていますが、市独自施策として郷の音ホールの大・小ホールの利用を再開した6月19日から6月30日までの間に実施された事業も対象とします。

5 申請方法 市総合文化センター大・小ホールの利用後に申請書に必要書類を添えて市文化スポーツ課へ申し込んでいただきます。

## 6 事業のフロー



## 7 本支援事業に関する問い合わせ先

三田市地域創生部市民協働室文化スポーツ課

〒669-1595 三田市三輪2-1-1

電話079-559-5144(直通) FAX 079-563-7776

E-mail [bunkasports@city.sanda.lg.jp](mailto:bunkasports@city.sanda.lg.jp)

地域創生部市民協働室  
文化スポーツ課(担当:横溝)  
電話 559-5144(内線 2410)